

小 郡 市
地 域 強 靱 化 計 画

令和3年4月

小 郡 市

【 目 次 】

第1章 総 則	
I 計画の策定趣旨	1
II 計画の位置付け	1
III 計画の期間	2
IV 計画の策定体制	2
第2章 小郡市の地域特性	
I 小郡市の概況	3
II 災害の想定	4
第3章 小郡市強靱化の基本的な考え方	
I 計画の対象とする災害	6
II 小郡市強靱化の基本目標	6
III 小郡市強靱化を推進する上での基本的な方針	6
IV 小郡市強靱化のための重点的な取組	8
第4章 小郡市強靱化の現状と課題（脆弱性評価）	
I 脆弱性評価の考え方	9
II 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) の設定	9
III 施策分野の設定	11
IV 脆弱性の分析・評価の手順	11
V 脆弱性評価結果	11
第5章 小郡市強靱化施策の推進方針	
リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針	13
第6章 計画推進の方策	
I 計画の推進体制	31
II 計画の進捗管理と見直し	31
付 録	
別紙1 「リスクシナリオごとの脆弱性評価結果」	33
別紙2 「個別事業一覧」	57

第1章 総則

I 計画の策定趣旨

平成23年の東日本大震災では、未曾有の被害が広範囲にわたり発生し、我が国の社会・経済システムの脆弱性が露呈した。また、近年の気候変動に伴い、全国各地で大型台風や集中豪雨による甚大な被害が発生しており、これまでの復旧・復興を中心とした「事後対策」ではなく、平常時からの「事前防災・減災」の重要性が認識されることとなった。このような中、国では、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）が施行され、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」（以下、「基本計画」という。）が閣議決定された（平成30年12月14日、基本計画の変更について閣議決定）。福岡県でも、平成28年3月に基本計画を踏まえた「福岡県地域強靱化計画」が策定され、本市においても、如何なる自然災害が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・市民生活・経済社会の構築に向けた地域の強靱化を推進するため、「小郡市地域強靱化計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものである。

II 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、小郡市総合振興計画をはじめとして小郡市地域防災計画や小郡市国土利用計画、その他の個別計画と連携して国土強靱化に係る本市の他の計画等の指針となるものである。



図1-1 小郡市地域強靱化計画の位置付け

Ⅲ 計画の期間

本計画は、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に連携した計画の推進を図るとともに、小郡市総合振興計画や国・県と連携した総合的な地域強靱化を図るため、令和3年から令和7年の5か年の計画とする。なお、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を適時修正・見直すこととする。

Ⅳ 計画の策定体制

市長、副市長、各部長等で構成する「小郡市地域強靱化計画策定会議」を設置して、全庁的に策定作業を進め、関係所掌の係長・課長級職員による計画策定に係る検討・調整を段階的に行う。

第2章 小郡市の地域特性

I 小郡市の概況

1 位置・面積

小郡市は、福岡県の南部、筑紫平野の北、佐賀県との県境に位置し、南東を三井郡大刀洗町及び久留米市に、西は佐賀県鳥栖市及び三養基郡基山町に、北東を筑紫野市及び朝倉郡筑前町にそれぞれ接している。市域は、東西6km、南北12kmにわたり、面積は45.51km²である。

2 地形・地質

小郡市は、筑後川と宝満川が合流するデルタ地帯に位置し、市を南北に貫流する宝満川流域の中央平坦地と、東北台地及び西北丘陵地の3つに大きく区分される。

東北の台地には標高130.6mの花立山があり、洪積層からなる標高20m前後の台地部と沖積層の河川流域平坦地にかけては、水稻・麦作を中心に鑑賞樹、畜産、花き園芸などの農作地帯が広がっている。

西北丘陵地帯は、標高20mから90mの滑らかな丘陵が連なり、ため池が点在している。

宝満川には、東西から支流が流れ込み、農作地の水利を支えている。

3 気象

小郡市の気象は、平均気温が16.6℃であり、最高気温が平均36.8℃、最低気温が平均-3.1℃と夏の暑さや冬の寒さが厳しく、気候区分は内陸型気候区に属している。

降水量は、年間約1,800mm程度で、冬季の降水量は少なく、6月から8月にかけての降水量が多く、3カ月間で1,000mm以上の降水をもたらす。

4 人口

小郡市は、北西部の丘陵地帯に広がる住宅地を中心に福岡市及び久留米市のベッドタウンとして人口の増加が続いており、昭和55年に41,057人、平成22年に58,499人、令和元年に59,728人となっている。

年齢構成としては、高齢者人口は昭和55年3,726人（総人口の9.1%）、平成22年13,162人（総人口の22.5%）、令和元年16,063人（総人口の26.9%）へと年々増加しており、今後も長寿化による高齢者の増加傾向が続くものとみられる。

5 交通

小郡市を九州自動車道と大分自動車道の二つの高速道路が通り、市内及び隣接地のインターチェンジにより、短時間で広範囲の地域との連絡が可能であり、また、市内を東西に走る国道500号を中心として、縦横に県道、市道などの生活道路が通っている。

鉄道は、西鉄天神大牟田線が市を南北に貫き、小郡駅をはじめ七つの駅があり、市を東西に貫く甘木鉄道では五つの駅がある。福岡市へ30分、久留米市へ20分の距離にあり交通の便が良い。

6 建築物、危険物等の概要

平成21年7月現在における市内の建物棟数は、総数19,600棟で、このうち、木造建築物は、約66%に当たる13,020棟であり、木造建築物が多い地域は過密化と狭あい道路によって火災危険区域となっている。また、近年の核家族化等の影響から老朽家屋、空家等の危険建築物も増加傾向にある。

II 災害の想定

小郡市で想定される自然災害は、風水害及び地震であるが、想定はあくまで一つのシナリオであり、これを上回る災害が発生することもあり得るということを共通認識とし、併せてその他のあらゆる災害にも対処し得るよう対策をとる必要がある。

1 風水害

小郡市における風水害は、主に梅雨時期及び台風、前線の活動の活発化に伴う集中豪雨によって引き起こされている。過去の被害としては、昭和28年6月の筑後川の氾濫により全壊家屋33棟、流失家屋2棟、床上浸水1,900棟の被害を受けた水害、昭和38年に集中豪雨による秋光川の氾濫と宝満川の堤防決壊により全壊・半壊家屋十数棟、死者8人の被害をもたらした水害、近年では、平成30年7月、令和元年7月・8月、令和2年7月に3年連続で線状降水帯の停滞に伴う大雨による内水氾濫が発生しており、50数棟の床上浸水、200棟を超える床下浸水や大型商業施設、農業施設・農作物の浸水被害をもたらしている。

大雨や河川氾濫による浸水・洪水災害は、過去の災害からも、近年の気象状況の変化からも、本市においては避けられない災害となっている。

想定最大規模（24時間雨量926mm）の降雨に伴う宝満川の洪水による浸水想定区域は、宝満川流域の中央平坦地ではほぼ全域で3m未満の浸水が、草場川、高原川、口無川、鎗巻川、築地川の合流部付近で5m未満の浸水が、東福童・西福童の南部では10m未満の浸水が予測されている。また、筑後川の氾濫においては、浸水深がさらに深くなり国道500号以南の地域は、ほぼ全域で3m未満の浸水が予測され、味坂校区全域及び御原校区の南部は10m未満の浸水が予測されている。

近年の気象状況の変化から、宝満川等の河川氾濫のみならず、時間雨量50mmを超える線状降水帯等の影響に伴う集中豪雨により、ため池、雨水排水路、農業用排水路等の内水氾濫による住宅浸水、道路冠水等の被害の頻発化が予測される。

更に、大雨に伴う土砂災害の発生も市北西部の丘陵地に散在する土砂災害警戒区域等を中心に十分に懸念される。

2 地震災害

小郡市の周辺にはいくつもの活断層が存在しているが、福岡県の「地震に関する防災アセスメント調査報告書」(平成24年3月)によると、本市に大きな影響を及ぼす活断層による地震としては、警固断層南東部及び水縄断層西部を震源とする地震があり、いずれもM7.2の規模で、震度6強又は6弱の揺れが想定されている。それぞれの地震による被害予測は次のとおりである。

被害区分	警固断層南東部	水縄断層西部
人的被害等	死者19人、負傷者663人、要救出現場137箇所、要救出者120人、要後方医療搬送者66人、避難者714人 食料供給対象人口39,009人、給水対象世帯14,383世帯、生活物資供給対象714人、帰宅困難者14,492人	死者25人、負傷者767人、要救出現場174箇所、要救出者153人、要後方医療搬送者77人、避難者910人 食料供給対象人口47,949人、給水対象世帯17,679世帯、生活物資供給対象910人、帰宅困難者14,492人
建物倒壊等	全壊342棟、半壊207棟	全壊436棟、半壊246棟
火災	2件	2件
ライフライン等被害	上水道管被害94箇所、下水道管被害21箇所、電力被害7本、電話被害7本	上水道管被害121箇所、下水道管被害28箇所、電力被害8本、電話被害8本
交通被害	九州自動車道46箇所、大分自動車道23箇所、国道500号3箇所、鳥栖朝倉線2箇所、久留米筑紫野線4箇所、久留米小郡線2箇所、西鉄天神大牟田線69箇所、甘木鉄道13箇所	九州自動車道55箇所、大分自動車道48箇所、国道500号3箇所、鳥栖朝倉線3箇所、久留米筑紫野線4箇所、久留米小郡線3箇所、西鉄天神大牟田線71箇所、甘木鉄道13箇所
重要施設被害	警察・消防拠点1箇所、避難活動拠点22箇所、医療活動拠点3箇所	警察・消防拠点1箇所、避難活動拠点24箇所、医療活動拠点3箇所

地震に伴う液状化については、市北東部から北西部にかけての乙隈、干潟、横隈及び三沢の一部において、液状化の危険性が高いと予測されている。

第3章 小郡市強靱化の基本的な考え方

I 計画の対象とする災害

市民生活や経済活動に影響を及ぼすリスクとしては、大規模な事故やテロ等も想定されるが、本計画では、小郡市における過去の災害被害及び国の基本計画や福岡県の地域計画を踏まえ、まずは広範囲に甚大な被害が生じる大規模な自然災害を対象とする。

II 小郡市強靱化の基本目標

国及び福岡県が基本計画に掲げる「基本目標」を踏まえ、以下のとおり設定する。

基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

III 小郡市強靱化を推進する上での基本的な方針

国の基本計画、福岡県の地域計画との調和を図る観点から、国、県の基本的な方針に準ずることとする。その上で、自治体としての役割を果たすとともに、行政・市民・企業などが自然災害への危機感を共有し、各々が主体的に、かつ、相互に連携して防災・減災に取り組むことで「地域の強靱化」を目指すこととし、特に以下の点に配慮して地域強靱化を推進する。

1 小郡市強靱化に向けた取組姿勢

(1) P D C Aサイクルによる推進

地域の強靱化は、様々な側面からの検証を踏まえた長期的な視点に基づく計画的な取組が必要であるが、自然災害はいつ、どのような規模で発生するか予測できないことから、短期的な視点に基づきP D C Aサイクル（Plan-Do-Check-Action）による柔軟な進捗管理を行うことで、施策の確実な進捗を図るとともに、地域の強靱化の目標に即した見直し・改善を行う。

(2) 「基礎体力（潜在力）」の向上

自然災害から「防護する力」のみならず、自然災害に対する「抵抗力」や様々な形態・規模での自然災害への「適応力」、災害後の迅速な「回復力」を平素から高めておくことが重要であり、地域強靱化の取組を通じて社会・経済システムとしての「基礎体力（潜在力）」の向上を図る。

(3) 代替性・冗長性の確保

被災した場合の社会・経済活動への影響が大きい、あるいは復旧に時間を要するインフラ施設や電源設備、確実かつ速達を要する住民・企業への情報伝達手段等の代替性・冗長性の確保に努める。

2 施策の効果的な組合せ

(1) 「自助」・「共助」・「公助」の適切な組合せと役割分担

地域強靱化を効果的に推進するためには、行政による支援（公助）のみならず、自分は自分で守ること（自助）、地域のコミュニティや自主防災組織等で協力して助け合うこと（共助）が不可欠であり、これらを適切に組合せた連携とそれぞれの特性に応じた役割分担により、一体的、効果的、効率的な取組を推進する。

(2) ハード対策とソフト対策の適切な組合せ

防災施設の整備、設備の耐震化、河川・水路等の整備、インフラ設備の整備等のハード対策は、対策の実施や効果の発揮までに長期間を要することから、比較的短時間で一定の効果を得ることができる防災訓練・教育や計画・プランの作成等のソフト対策を適切に組み合わせて、効果的に施策を推進する。

(3) 連携の強化

国、県、他自治体との連携はもとより、地域のコミュニティ、自主防災組織、企業、関係機関・団体との連携の重要性を踏まえ、訓練・協議・会合等を通じて連携の強化を図り、災害時の相互応援体制の実効性を確保する。

3 地域の特性に応じた施策の推進

(1) 地域強靱化の担い手が適切に活動できる環境の整備

地域内における人と人との絆の保持を狙いとしたコミュニティ機能の向上を図るとともに、地域において強靱化を推進するリーダーや自主防災組織等の育成・確保に努め、地域強靱化を社会全体の取組として推進する。

(2) 災害時要配慮者への配慮

高齢者、障がい者、女性、子供、外国人等の要配慮者の実情を踏まえたきめ細やかな対策を講じる。

(3) 施設等の効率的かつ効果的な維持管理（社会資本の老朽化対策）

自然災害による公共施設、インフラ施設、社会活動を維持する上での重要施設等の被害を軽減・防止するため、耐震化を含めた改修、移設、新設等を行い、災害に強いまちづくりを第一義として推進する。

IV 小郡市強靱化のための重点的な取組

本計画では対象とする災害を大規模な自然災害としているが、小郡市では平成30年から3年連続で大雨による浸水被害が発生しているように、気候変動による水害リスクの増大に備えるため、これまでの河川や下水道の管理者等が主体となって行う治水対策に加えて、宝満川の支流を含めた全ての関係者により流域全体で行う「流域治水」への転換が必要であり、このためには、①「氾濫を防ぐ対策」、②「被害対象を減少させるための対策」、③「被害の軽減・早期復旧・復興のための対策」をハード・ソフト一体で多層的に進める必要がある。

市は、国の進める流域治水の施策に連携して、浸水被害発生地域における内水氾濫の治水対策と浸水被害の減災対策に重点的に取り組んでいくこととする。

【国の流域治水に関する取組の指針】

- ① 氾濫を防ぐ対策
 - ・ 雨水貯留機能の拡大
 - ・ 流水の貯留
 - ・ 河道の流下能力の維持・向上
 - ・ 氾濫水を減らす
- ② 被害対象を減少させるための対策
 - ・ 被害範囲を減らす
 - ・ 氾濫水を早く排除する
- ③ 被害の軽減・早期復旧・復興のための対策
 - ・ 土地のリスク情報の充実
 - ・ 避難体制の強化
 - ・ 経済被害の最小化

第4章 小郡市強靱化の現状と課題（脆弱性評価）

I 脆弱性評価の考え方

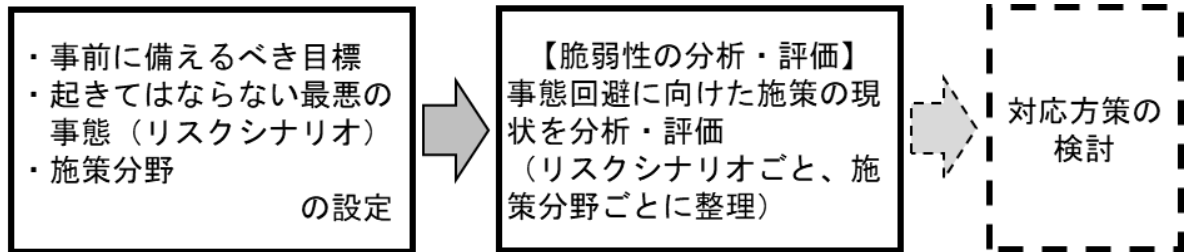


図4-1 脆弱性評価の考え方

II 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事象（リスクシナリオ）の設定

国の基本計画では、8個の「事前に備えるべき目標」と45個の「起きてはならない最悪の事象」が、県の地域計画では8個の「事前に備えるべき目標」と30個の「起きてはならない最悪の事象」が設定されている。

本計画では、小郡市の地理的条件、社会・経済条件や災害特性等を踏まえて整理・統合を行い、8個の「事前に備えるべき目標」と27個の「起きてはならない最悪の事象（リスクシナリオ）」（以下、「リスクシナリオ」という。）を設定した。

事前に備えるべき目標

- ① 直接死を最大限防ぐ。
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する。
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。
- ⑤ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。
- ⑥ 経済活動を機能不全に陥らせない。
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生
		1-2	広域の河川氾濫・内水氾濫・高潮等に起因する浸水による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模な土砂災害・火山噴火等による多数の死傷者の発生
		1-4	情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	警察・消防等の被災による救助・救急活動の停滞
		2-4	大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	被災地における医療機能、福祉機能の麻痺
		2-6	被災地における疾病・感染症の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能
5	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	エネルギーの長期にわたる供給停止
		5-2	上水道等の長期にわたる供給停止
		5-3	污水处理施設等の長期にわたる機能停止
		5-4	交通インフラの長期にわたる機能停止
		5-5	防災インフラの長期にわたる機能不全
6	経済活動を機能不全に陥らせない	6-1	サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全
		6-2	食料等の安定供給の停滞
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	ため池の決壊、宝満川等の堰・樋門・水門の損壊等による死傷者の発生
		7-2	有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大
		7-3	農地・森林等の被害による荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		8-2	復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事務所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

Ⅲ 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策の分野を、県の地域計画に準じて以下のとおり設定する。

【個別施策分野】

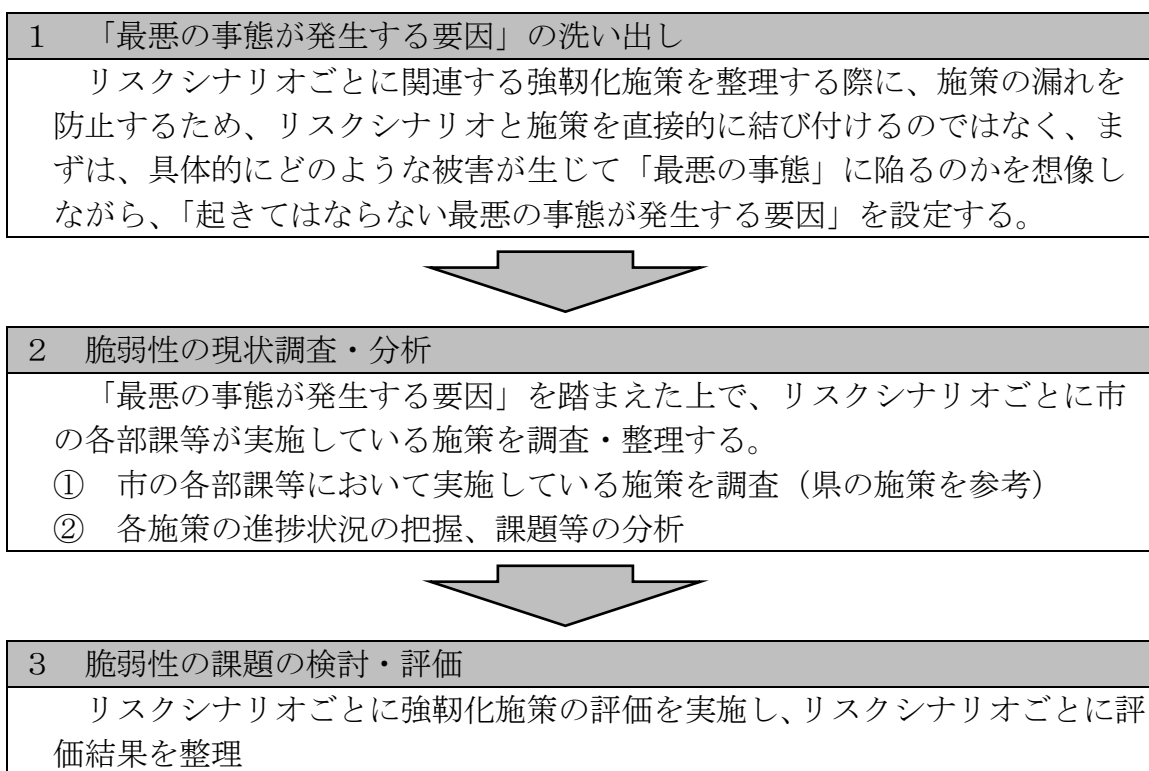
- ①住宅・都市、②保健医療・福祉、③エネルギー、④産業、⑤交通・物流、
⑥農林水産、⑦地域保全、⑧環境、⑨土地利用、⑩行政／消防／防災教育等

【横断的分野】

- ⑪リスクコミュニケーション、⑫人材育成、⑬官民連携、⑭老朽化対策・研究開発

Ⅳ 脆弱性の分析・評価の手順

27個のリスクシナリオごとに、次の手順により実施する。



Ⅴ 脆弱性評価結果

リスクシナリオごとの評価結果は、付録のとおりである。
なお、評価結果のポイントは以下のとおりである。

1 各主体との連携強化が必要

地域強靱化に向けた取組の実施主体は、国、県、市のみならず、市民や事業者など多岐にわたっており、地域強靱化を着実に推進するためには、各主体が一体となって効果的に施策等を実施していくことが重要であり、日頃の訓練や連絡調整等を通じてその実効性を確保しておくことが必要である。

2 ハード対策とソフト対策の適切な組合せが必要

施設整備や耐震化などのハード対策は、完了までに長期間を要し、充当できる財源にも限りがあることから、コスト・期間・規模等を十分に勘案し、訓練や防災教育、マニュアル化などのソフト対策を適切に組み合わせて、計画的かつ継続的に実施することが必要である。

3 代替性・冗長性の確保が必要

堤防や橋梁、道路、鉄道などのインフラ施設、各種システムの電源設備、住民への情報伝達手段など、被災した場合の影響が大きいものや復旧に時間を要するものについては、代替性・冗長性の確保に努めることが必要である。

4 地域強靱化に向けた継続的な取組が必要

地域強靱化の取組に終わりはなく、長期的な視点に立って、環境や状況の変化等に柔軟に対応しつつ、計画的かつ継続的に進めていくことが必要である。

第5章 小郡市強靱化施策の推進方針

リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

第4章で示した脆弱性評価結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための強靱化施策について、その推進方針をリスクシナリオごとに整理した。

なお、整理した強靱化施策の中には、複数のリスクシナリオに関連するものも多く含まれるが、「起きてはならない最悪の事態」の回避に必要な施策を明らかにするために、敢えて再掲することとする。

※施策名等の横に記載する【 】内の文字は、各施策を所管する部課を省略して記載したものの。

【経政】：経営政策部、【防安】：経営政策部防災安全課、【環経】：環境経済部、
【都建】：都市建設部、【市福】：市民福祉部、【子健】：子ども・健康部、
【教育】：教育部

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

○ 住宅、特定建築物（※）の耐震化 【都建、経政、教育】

建築物の所有者等に対し、耐震化の理解を深めるための相談窓口の設置やセミナーの開催を行うとともに、県と連携し、木造戸建て住宅や大規模特定建築物等の耐震改修が進むよう支援し、一層の耐震化を促進する。また、市庁舎、公共建築物等について、「小郡市耐震改修促進計画」に基づき、計画的な耐震化の取組を促進する。

※特定建築物：昭和56年以前の建築物のうち学校、体育館、病院、老人ホーム、百貨店その他不特定多数の者が利用する建築物で一定の規模以上の建築物等

○ 大規模盛土造成地の把握 【都建、防安】

県が作成した大規模盛土造成地マップをもとに2次スクリーニング計画を策定し、住民理解を進めるため、点検・監視体制づくりに努める。

○ 住環境等の整備 【都建、防安】

災害に強いまちづくりを推進するため、社会資本整備総合交付金を活用し、市道の狭あい道路を拡幅するため後退道路用地の測量・分筆・支障物件の移転補償等の事業や、「小郡市公園施設長寿命化計画」に基づき、老朽化した公園施設の整備の事業を行う。また、空き家バンク制度によるバンク登録を推進し、利活用促進のため補助金制度を推進する。空き家の実態調査を定期的実施し、老朽危険家屋の除却を推進するため、空き家対策行動計画を策定し、除却に関する啓発や補助金制度を設置する。

- **不燃化を行う区域の指定** 【都建】
新たな市街地の形成などの状況を踏まえ県と連携し、建築基準法に基づき、屋根の不燃化及び延焼のおそれのある外壁の準防火性能化を行う区域を指定し、市街地における防火対策を促進する。
- **応急危険度判定体制の整備** 【都建、防安】
「小郡市業務継続計画」及び「小郡市災害時受援計画」に基づき、県や関係団体との情報共有及び連携を図り、応急危険度判定士の育成や受入体制を整備する。
- **学校施設の耐震化及び老朽化対策** 【教育】
学校施設の耐震化は完了しているため、定期的な点検や老朽化対策等の適切な維持・管理を実施していく。
- **高齢者施設等の施設の耐震強度の維持及び強化対策** 【市福】
耐震工事等の施設整備のほか、計画的に適切な維持・補修を実施していけるように、民間施設の支援を実施する。
- **保育所・幼稚園・認定こども園、放課後児童クラブ等の施設の耐震強度の維持及び強化対策** 【子健】
耐震工事等の施設整備のほか、計画的に適切な維持・補修を実施していけるように私立保育所等を支援し、公立保育所等においては事業を継続的に実施する。また、放課後児童クラブの施設については、リース期間満了後順次建替えを行っているが、建替え等に併せて、施設の安全点検及び安全対策に努めるよう指導・助言を行う。
- **国、県道の整備推進** 【都建】
災害発生時に、物資供給が長期停止とならないよう、緊急輸送網を確保するため、国道3号鳥栖久留米道路や県道久留米筑紫野線の4車線化などの整備を国、県と共に推進する。

1-2 広域の河川氾濫・内水氾濫・高潮等に起因する浸水による多数の死傷者の発生

- **河川、内水氾濫による被害を軽減するための流域治水対策の推進** 【防安、都建、環経、教育】
 - ・ 河川を中心とする対策
河川の流下能力の維持・拡充のため、河床の浚渫、河道の拡幅、堤防の嵩上げ、河道内の樹木等の伐採、必要性を喪失した堰等や河川管理施設の撤去、旧式化した堰の改修、橋梁の改修等について、国営、県営及び市営河川の計画的な改修・整備を推進する。また、築地川樋門、今朝丸水門への排水機能の追加設置や市独自の排水機能の保持に関する検討を行う。
 - ・ 流域を対象とした対策
河川への流入量を抑制し、河川の氾濫及び内水氾濫による浸水被害を軽減する。既存のため池や調整池、水田等を活用した雨水の貯留機能の強化、小中学校・公園等の公共施設等を活用した雨水貯留施設の整備、道路等の透水性舗装・透水ブロック舗装の推進、公共施設・商工業施設の新設・改修時における雨水貯留タンクの設置、家庭等における雨水貯留タンク設置補助による設置奨励、既存の遊水地や水田等の新規遊水地化の整備、既存の雨水路の改修・整備、民間開発における防災協定の締結と支援措置や優遇措置（インセンティブ）の制度化等の各種施策を検討・推進する。また、要配慮者利用施設や住宅地への直接的な浸水を軽減・遅延するための輪中堤や防水壁・堤の整備を水田等への雨水貯留施策と併せて検討する。更に、市内全域での雨水の浸透・貯留能力の保全を図るため、市北部、東部の森林や市内に散在する公園・緑地の確保を図り、新たな都市開発に当たっては、その強化も含めた事業計画となるよう協力を求めていく。また、流域自治体と連携した取組みに向けて意見交換を行い、流域治水を推進する。
- **治水（浸水）対策の推進** 【経政、環経、都建】

令和4年度に策定した石原川、鎗巻川の基本計画に基づき、河川改修を推進する。また、宝満川の水位を低下させるための対策について、国、県と協議を継続し被害軽減を目指す。河川や調整池などの浚渫の実施、及び雨水調整機能の役割を果たす施設や土地の選定を関係機関と協議を行いながら、今後計画的に推進されていく流域治水へ繋げていく。
- **気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進** 【環経、都建】

一定規模を有する企業立地に伴う土地利用の変更により、低下している保水・遊水機能の復元を目的とした雨水貯留・浸透施設の設置等による雨水流出抑制をさらに進めるため、必要性について普及・啓発を行う。
- **下水道による都市浸水対策** 【都建】

大規模水害を未然に防ぐためには、河川水路網の整備を推進するとともに、雨水幹線や雨水貯留施設等の総合的な整備を検討・推進する。

○ **水門操作による支川流域の浸水被害の防止及び河川管理者（国・県）への改善要望** 【都建】

宝満川の水位の上昇による逆流防止対策及び支流流域の内水氾濫による家屋等への浸水対策のため、引き続き適切な樋門、水門の開閉操作を行う。また、河川管理者（国・県）の計画的な河川改修や近年の記録的な豪雨対策について、連携して推進する。

○ **洪水、内水氾濫等に対するハザードマップの作成** 【防安、都建、環経】

水害時に市民の円滑かつ迅速な避難が行われるよう、洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ、防災重点ため池ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、高潮ハザードマップに表される小郡市の災害特性に応じた情報を地域ごと等に細分化するとともに、冊子化して、市民にとってそれぞれの居住地の危険が、より分かり易い要領で提供できるよう継続的に見直しを行う。

○ **大雨等を想定したタイムラインの策定・運用** 【防安】

大雨や大型台風の接近が予測され災害発生のおそれがある場合に、災害対応の遅れや漏れを防ぐため、外水・内水氾濫、台風災害等の災害に備えたタイムラインを、住民に対する適時適切な情報提供や避難誘導等に活用する。また、実際の災害対応を検証し、必要に応じてタイムラインの見直しを行う。

○ **適時適切な避難情報等の発令** 【防安】

常に適時適切な避難情報の発令が行われるよう、国の「避難勧告等に関するガイドライン」等を踏まえて、その都度、市の「避難勧告等の発令・伝達マニュアル（避難情報の発令・伝達マニュアル）」等の見直しを行うとともに、市の地域特性、気象状況、災害実績等に応ずる見直しを行う。

1-3 大規模な土砂災害・火山噴火等による多数の死傷者の発生

○ **土砂災害に対するハザードマップの修正、避難体制の強化** 【防安】

土砂災害のおそれがある場合における警戒、避難体制の強化を図るため、地形改修等による土砂災害警戒区域の解除や宅地等の開発による新たな土砂災害警戒区域の指定など、区域の見直しを県と連携して適時に行うとともに、市の土砂災害ハザードマップの見直しや住民に対する土砂災害に関する防災知識の普及・啓発に努める。また、土砂災害特別警戒区域内の建築物の所有者等に対し、がけ地近接等危険住宅移転事業などの移転支援制度の周知を行う。これらの取組、実効性のある警戒避難体制の構築・強化を図る。

1-4 情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生

○ 防災情報通信基盤の整備 【防安】

法令に基づく情報の収集・伝達を確実にを行うため、市と県及び防災関係機関とを結ぶ「福岡県防災・行政情報通信ネットワーク」の継続的な維持・管理に協力する。また、市民に対する情報伝達手段としての「防災行政無線」、「災害情報等配信システム」、「エリアメール」、「防災メールまもるくん」などの伝達手段の維持・拡充を行う。防災情報等の市民への確実な伝達をより推進するため、現行システムの拡充や戸別受信機などの情報伝達手段の多様化・多層化についての推進を図る。

○ 災害情報の収集・共有手段の整備 【防安】

災害発生時における現地情報の収集・共有は、適時適切な災害対応を行うために必要不可欠なものであり、市としての災害情報の収集・共有手段の確保を推進する。市の災害対応をより迅速かつ効果的に実施するため、現在、市の通信システムとして整備しているMCA無線ネットワーク等を活用して位置情報を含めた映像情報を収集するシステムの構築、市内LANを活用した電子地図上での位置情報と現地映像及び文字情報の市内での共有システムの整備を図るとともに、市民の安全な避難行動のための情報として、共有システム内の災害情報をホームページ等を経由して市民へ情報提供できるシステムの整備に努める。

○ 指定避難所及び避難所以外の避難者の支援体制 【防安】

市の指定避難所の生活環境の改善、自治公民館等の自主避難所、車中泊・テント泊等の指定避難所以外の避難者の支援、避難所の施設管理者との連携等を記載した避難所運営マニュアルの拡充に努める。

○ 多数の人が集まる場所等における避難対策 【防安、環経、市福、教育】

大規模集客施設の管理者等に対し、定期的（1回／年程度）に避難訓練を実施するよう働きかける。また、災害時の通信手段として有効な公衆無線LAN（Wi-Fi）を公共施設等に設置するなど情報伝達手段の多重化を推進する。

○ 避難行動要支援者の支援体制の整備 【市福、子健、防安】

避難行動要支援者台帳の更新や個別支援計画の作成研修の実施、個別避難支援計画の作成促進策の推進など、市民の命を守るために必要な施策を推進する。また、自主防災組織等による支援体制の確立のため、それぞれの地域の実情や進捗にあった取り組みができるように、関係部署が連携・協力して支援を行う。

○ 防災教育の推進 【教育、子健、防安】

児童生徒の防災意識の向上や安全確保を図るため、各小中学校、各放課後児童クラブ等が行う防災に関する学習や防災訓練を実施する。また、職員が講じるべき措置を定めた危機管理マニュアルの作成・更新について、各種研修の機会を通して周知を行う。

- **保育所・幼稚園・認定こども園等における災害対応マニュアル、訓練等の整備・充実、防災教育・啓発の推進** 【子健】
施設側における災害対策マニュアルの整備・充実、訓練の実施及び園児・保護者の防災意識の向上につながる防災教育・啓発等の実施について促進・支援を行う。
- **防災等についての広報啓発の推進** 【経政、防安】
命を守る行動をとるため、防災に関する知識や市民の多様化などを踏まえ、関係各課と連携し、広報紙、ホームページ、SNSなどを活用した広報啓発活動を行う。
- **外国人に対する支援** 【経政、防安】
災害時に市内に所在する外国人の適時適切な避難が行われるよう、県が作成した多言語防災ハンドブックの配布により防災に関する知識の普及に努める。また、県が開設する「外国人向け防災メールまもるくん」の広報と登録促進を図り、災害情報等の伝達手段の普及に努める。また、市のホームページに多言語防災ハンドブックや外国人向け防災メールまもるくんの情報を掲示する等、外国人に対する災害等に係る情報発信の充実を推進する。
- **避難行動等の教訓の広報啓発** 【防安】
市の広報紙への時宜に照らした啓発記事の掲載、チラシの配布、防災研修・訓練における啓発教育の実施等、様々な機会を活用した普及・啓発を推進する。
- **災害情報の発信** 【防安、経政】
命を守る行動をとるため、災害発生時の迅速な情報発信を継続する。併せて、災害発生時の情報発信についての基準・指針等を作成して共有する。
- **市内幹線道路（都市計画道路、補助幹線道路等）の整備** 【都建】
災害発生時及び災害発生後の道路ネットワークを確保するため、市内幹線道路の整備を進める。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。

2-1 被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

○ 国、県道の整備推進 【都建】

災害発生時に、物資供給が長期停止とならないよう、緊急輸送網を確保するため、国道3号鳥栖久留米道路や県道久留米筑紫野線の4車線化などの整備を国、県と共に推進する。

○ 市内幹線道路（都市計画道路、補助幹線道路等）の整備 【都建】

災害発生時及び災害発生後の道路ネットワークを確保するため、市内幹線道路の整備を進める。

○ 公助による備蓄の推進 【防安】

小郡市災害時備蓄計画に基づき、災害時に迅速かつ着実に被災者へ備蓄物資を供給するため、適切な管理を行うとともに、避難所運営及び救出・応急処置に必要な資機材等の整備を推進する。また、被災者の避難生活等の確保のために必要な様々な物資の供給等に関する協定の締結先の拡大を図る。

○ 自助・共助による備蓄の推進 【防安】

市民や行政区（自主防災組織）等による備蓄を促進するため、防災研修・訓練時における啓発、市の広報紙等における広報・啓発、地域防災力強化事業費補助金等による補助を実施するとともに、企業内備蓄、流通在庫備蓄の拡充を推進する。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

○ 災害情報の収集・共有手段の整備 【防安】

災害発生時における現地情報の収集・共有は、適時適切な災害対応を行うために必要不可欠なものであり、市としての災害情報の収集・共有手段の確保を推進する。市の災害対応をより迅速かつ効果的に実施するため、現在、市の通信システムとして整備しているMCA無線ネットワーク等を活用して位置情報を含めた映像情報を収集するシステムの構築、市内LANを活用した電子地図上での位置情報と現地映像及び文字情報の市内での共有システムの整備を図るとともに、市民の安全な避難行動のための情報として、共有システム内の災害情報のホームページ等を経由した市民への情報提供システムの整備に努める。

2-3 警察・消防等の被災による救助・救急活動の停滞

○ 三井消防署の建替え 【防安】

久留米広域消防本部と連携した三井消防署の建替えの構想を確立し、設計・建替え実施の進捗状況を適時に把握し、計画的な三井消防署の建替えを推進する。

○ **常備消防の充実強化** 【防安】

安全・安心な市民生活を守るため、地域実情に合わせた久留米広域消防負担金の負担、地域の防災拠点ともなる三井消防署の建替え、不足する消防職員の充足率向上のための募集・増員への協力などの施策を推進する。

○ **市消防団の充実強化** 【防安】

出初式、水防訓練、地域防災訓練、校区・行政区の防災研修・訓練などを通じた消防団活動の周知を行う。消防団員数の減少に伴う地域防災力の低下を防ぐため、消防団員の処遇改善、「消防団協力事業所表示制度」の拡充、行政区を通じた団員の入団促進などの施策を引き続き推進するとともに、災害種別に応じた機能別団員（特定災害）の新設、消防団装備の充実等を図る。

○ **自主防災組織の充実強化** 【防安】

共助による地域の防災の骨幹となる自主防災組織の全行政区での設立と自主防災組織の継続的かつ具体的な活性化を推進するため、防災研修・訓練への支援、地区防災計画の作成、自主防災組織の骨幹を担う防災リーダーの養成・育成のための講座・研修の実施、自主防災組織の資機材等整備のための補助の実施、避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成などの施策の積極的な推進により、自主防災組織の活性化を図る。

○ **市内幹線道路（都市計画道路、補助幹線道路等）の整備** 【都建】

災害発生時及び災害発生後の道路ネットワークを確保するため、市内幹線道路の整備を進める。

2-4 大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

○ **帰宅困難者に対する支援** 【防安、経政】

市内における帰宅困難者に対する支援を進めるため、市内における帰宅困難者の実態調査を行い、災害時の情報収集伝達体制の充実を図るとともに、市内における公共施設等を活用した帰宅支援ステーションの設置や事業者等との協定締結による徒歩帰宅者支援ステーション等の整備、企業・通勤者・通学者等への意識啓発などに努める。

2-5 被災地における医療機能、福祉機能の麻痺

○ **現場（急性期医療）の医療機能確保** 【子健】

災害派遣医療チーム（DMAT）による迅速かつ適切な医療支援を受ける体制を確保する。

○ **避難所・現場救護所の医療機能確保** 【子健】

災害時の円滑な医療活動のため、小郡三井医師会等との協定により、医療救護チーム等の派遣を要請できる体制を維持する。また、日本医師会災害医療チーム（JMAT）による医療支援を受ける体制を確保する。

- **被災地における精神科医療及び精神保健活動への協力** 【子健】
災害派遣精神医療チーム（D P A T）による迅速かつ適切な精神科医療及び精神保健活動の支援を受ける体制を確保する。
- **福祉避難所に必要な機能整備・確保** 【子健、教育】
停電時に屋内トイレや上水を使用できるようにするため、施設設備の改修を推進する。また、その他の避難所生活の長期化に対応するための対策を図る。

2-6 被災地における疾病・感染症の大規模発生

- **疾病・感染症の予防・まん延防止** 【子健】
疾病や感染症のまん延防止のため、予防接種法に基づく臨時の予防接種を迅速に実施できるよう県や関係機関との情報共有を図る。発生時の対応について、平時から県と情報共有を行い、保健所が実施する災害時の感染予防訓練に積極的に参加をする。また、災害時における保健活動マニュアルについて定期的に見直しを行う。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

- **指定避難所等の避難場所の確保** 【防安】
災害時における市民等の避難場所を確保して、良好な避難生活環境を整備するため、地域の特性（想定災害種別、居住人口比率等）に応じて、公共施設の活用と民間施設の協力による適切な避難場所の確保・拡充を図る。
- **避難所施設等（校区コミュニティセンター、小中学校、教育集会所等、高齢者社会活動支援センター）の整備** 【市福、教育】
各施設の避難所として必要な機能の検討を行うとともに、計画的に大規模改修及び修繕を行う。自治公民館の状況を把握し、適切な支援制度を検討する。
- **健康管理体制の構築** 【子健】
県等と連携し、被災者の健康管理支援活動を迅速かつ適切に実施できる体制を構築する。
- **D H E A Tによる保健医療行政の指揮調整機能等への協力** 【子健】
災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）による、県保健医療調整本部及び保健所の災害時保健医療対策に係る指揮調整機能等への応援に協力し、被災者の健康管理体制を構築する。
- **避難所の女性に対する暴力の排除と被害者の保護** 【経政】
暴力等防止の啓発を行いながら、避難所運営所管課と連携し、啓発活動を推進する。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下

- **防災拠点となる公共施設の整備** 【防安、経政、都建、教育、子健】
災害時の防災拠点となる施設等の整備を推進するとともに、市の防災拠点である市庁舎、市体育館及び三井消防署の老朽化に伴う建替え構想と市の中・長期的な防災拠点の整備構想を連携させて、長期的な防災拠点の整備計画等を早期に確立する。
- **業務継続体制の確保** 【防安】
災害・被害想定の見直しや組織の改編の都度、令和2年9月に策定した小郡市業務継続計画を見直し、実効性のある計画とするとともに、計画内で検討している災害時に市の業務継続を最低限実現するために必要な代替庁舎の整備、非常用電源の確保、職員用食料・飲料水の備蓄、衛星回線等の通信手段の確保、携帯トイレの備蓄等の施策・取組・事業を着実に推進する。
- **各種防災訓練の実施** 【防安】
市民及び市職員の防災意識の高揚、防災担当職員の知識・技術の向上、関係機関との更なる連携強化を図るため、小郡・大刀洗地域防災訓練及び小郡市水防訓練を実施する。防災訓練の実施に当たっては、訓練のための訓練に陥ることなく、实际的・実効的な訓練の推進に努める。
- **受援体制の確保** 【防安】
災害発生時に市外からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的に災害対応を行うため、関係課と協議、連携しながら「小郡市災害時受援計画」の継続的な見直しや同計画に基づく訓練等を実施するとともに、円滑な受援のための受援対象業務の業務マニュアルの作成等を推進する。
- **災害対策本部設置運営訓練等の実施** 【防安】
市の災害対策本部設置運営訓練を人事異動後、出水期前など適時に実施するとともに、訓練の検証結果を基に、地域防災計画や災害対応における各種マニュアルなどの見直しを行う。
- **災害対策本部機能の整備** 【防安】
市庁舎の建替えに伴う長期的な災害対策本部機能の整備構想も含め、現行の施設状況における災害対応をより効果的かつ効率的に実施するため、災害対策本部機能の充実・強化を推進する。
- **罹災証明の迅速な発行** 【環経、防安】
災害発生時に罹災証明書を迅速に発行できる体制を強化するため、県の実施する住家被害認定の調査・判定方法についての研修に積極的に職員を参加させる等、罹災証明書発行機能の充実・強化を推進する。

○ **防犯、交通安全体制の確保** 【防安】

防犯、交通安全施策の推進により、災害発生時においても市民の避難、災害復旧、復興時における安全・安心な生活環境の維持に努める。

○ **火葬場の防災能力強化** 【環経】

将来、建替えを検討する際は、異常気象や立地環境を勘案し、防災能力を高めた施設の整備や他の火葬場との災害時の広域連携について、調査・検討を進めていく。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能

○ 情報伝達手段の確保 【経政、防安】

災害時に緊急を要する場合、広報紙、回覧板、行政区掲示板等に関しては実効性のある対策が難しいため、インターネット関連の強化を検討し推進を図る。

- ・ ホームページの過重アクセス対策やSNS等の活用
- ・ 防災行政無線、防災メール、エリアメール、Yahoo防災など防災に特化した情報伝達手段との連携
- ・ 総合的なインターネット環境及び設備や端末の配備・衛星携帯電話や無線等の手段の多様化

○ 災害・防災情報伝達手段の整備 【防安】

市民に確実かつ迅速に災害・防災情報が伝達されるよう、情報伝達手段の多重化を推進するとともに、より確実に災害・防災情報を伝達するための戸別受信機導入等の伝達手段の拡充・強化を推進する。

○ 市民の災害・防災情報伝達手段への登録促進 【防安】

気象情報、避難情報、避難所の開設情報などを市民へ確実かつ迅速に伝達するため、「災害情報等配信システム」及び県の「防災メールまもるくん」の登録者の拡大に向け、市の広報紙への情報掲載やチラシの配布、各行政区における防災研修・訓練における普及など市民への周知を図る。

○ 災害・防災情報の利用者による情報入手手段の確保対策の促進 【防安】

市民等が災害時に災害・防災情報を確実に利活用できるよう、小郡市災害時備蓄計画に基づき、市民や自主防災組織等に対し、発電機、乾電池・バッテリー等の備蓄を働きかける。

5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 エネルギーの長期にわたる供給停止

○ 避難所におけるエネルギーの自給自足化 【環経】

避難所に指定されている学校施設や校区コミュニティセンター等に対し、再生可能エネルギーの中でも比較的導入しやすい太陽光発電設備及び蓄電池の設置を推進していく。

5-2 上水道等の長期にわたる供給停止

○ 老朽施設・管路の更新と耐震化 【環経】

水道施設は、アセットマネジメント手法による更新需要に基づき、効率的な更新計画を策定し、耐震性能を有していない大刀洗配水場No.1・2配水池及び小郡ニュータウン配水場配水塔の耐震化工事を実施していく。また、管路は、現行の更新計画を短縮して完了し、老朽度、重要度等を評価して、優先度の高い管路から更新していく新たな更新計画と管路耐震化計画を策定していく。

○ 応急給水能力の向上 【環経】

大刀洗配水場内に建設した防災倉庫を、災害時の拠点とするために必要な改修工事を実施していく。また、非常用給水袋の備蓄量を増やし、現在1個しか保有していない非常用給水タンクも段階的に増量していく。

○ 危機管理対策の強化 【環経】

隔年で行われている小郡・大刀洗地域防災訓練、三井水道企業団単独で行っている防災訓練を引き続き実施し、災害時の早期復旧や被害の拡大を防ぐ体制を強化する。また、危機管理マニュアルを精査し、事業継続計画（BCP）の策定に取り組む。

5-3 污水处理施設等の長期にわたる機能停止

○ 下水道施設の耐震化 【都建】

下水道管渠については、マンホールの上昇防止及び接続部の可倒化を重点に耐震化を進めているが、全ての管渠の耐震化は困難なため、重要な管渠を優先的に耐震対策を実施していく。

○ 下水道BCPの実効性の確保 【都建】

市が管理する公共下水道において、下水道BCPの情報更新及び訓練を行い、実効性を高めていく。

○ 浄化槽の整備 【都建】

老朽化した単独浄化槽から災害に強く早急に復旧できる合併浄化槽への転換を促進するため、新たに設置する合併浄化槽設置に要する経費の一部を補助する。

○ **不明水対策事業 【都建】**

不明水（雨水）の浸入経路が多種多様なため、流量調査やカメラ調査などを繰り返し実施し、浸入水量を減らす対策を実施していく。

5-4 交通インフラの長期にわたる機能停止

○ **国、県道の整備推進 【都建】**

災害発生時に、物資供給が長期停止とならないよう、緊急輸送網を確保するため、国道3号鳥栖久留米道路や県道久留米筑紫野線の4車線化などの整備を国、県と共に推進する。

○ **市内幹線道路（都市計画道路、補助幹線道路等）の整備 【都建】**

災害発生時及び災害発生後の道路ネットワークを確保するため、市内幹線道路の整備を進める。

○ **市道整備の推進 【都建】**

災害発生時において、地域住民の安全な避難路の確保や頻発する道路冠水の緩和のために、路側帯のカラー舗装整備や市道の側溝整備、住宅団地側溝の未改修箇所の整備を推進する。また、幹線道路や生活道路の老朽化などによる市道の改修や舗装の更新等の整備を計画的に推進する。

5-5 防災インフラの長期にわたる機能不全

○ **災害・防災情報伝達手段の非常電源の整備 【防安】**

災害発生に伴う停電・落雷等による長期（72時間以上）の商用電源供給断等によるMC A無線機の機能喪失等を防止するため、非常用電源等の施設の強化、燃料の備蓄等の整備を推進する。

○ **防災拠点の非常用電源の確保（72時間以上） 【防安】**

市の防災拠点を大規模災害に伴う電力供給断の状況においても72時間以上機能維持が可能な非常用電源設備及び機材の整備を計画的に推進する。市体育館及び市庁舎の建替え構想の検討に当たっては、災害発生時における市の防災拠点として必要な非常用電源設備の設置を盛り込んだ構想・計画の作成を行う。

6 経済活動を機能不全に陥らせない

6-1 サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全

○ 企業BCPの策定促進 【環経】

福岡県中小企業団体中央会が行うBCP策定マニュアルの普及やBCP普及促進セミナー開催、福岡県中小企業振興センターや小郡市商工会が行う窓口相談などの取組を通じて、市内事業者に対し、BCP策定の必要性や策定方法及び組織の事業継続能力を維持・改善するためのプロセスの重要性等の周知を図る。

○ 商工業者への事業継続支援 【環経】

県、小郡市商工会、中小企業振興センター、中小企業団体中央会、信用保証協会、金融機関などの関係機関と連携し、中小企業支援に取り組むとともに、各機関の支援メニューを活用することにより、被災商工業者の事業の再開・継続を総合的に支援する。

○ 国、県道の整備推進 【都建】

災害発生時に、物資供給が長期停止とならないよう、緊急輸送網を確保するため、国道3号鳥栖久留米道路や県道久留米筑紫野線の4車線化などの整備を国、県と共に推進する。

○ 市内幹線道路（都市計画道路、補助幹線道路等）の整備 【都建】

災害発生時及び災害発生後の道路ネットワークを確保するため、市内幹線道路の整備を進める。

6-2 食料等の安定供給の停滞

○ 農業用水利施設の老朽化対策 【環経】

農業生産力の維持安定を図るため、県事業にて農業用水利施設の機能診断を行い、劣化状況に応じた補修更新等の長寿命化計画を策定し、施設の老朽化対策を推進する。

○ 農業用ハウスの補強 【環経】

台風に対しては、国の補助事業を活用し、最大瞬間風速35m/sに耐え得るハウスの設置事業を推進している。また、浸水しても設置機材に影響が無いように、県の災害回避事業を活用し、浸水防止壁の設置等を行い、被災による影響を最小限に抑えるように推進していく。

○ 国、県道の整備推進 【都建】

災害発生時に、物資供給が長期停止とならないよう、緊急輸送網を確保するため、国道3号鳥栖久留米道路や県道久留米筑紫野線の4車線化などの整備を国、県と共に推進する。

○ 市内幹線道路（都市計画道路、補助幹線道路等）の整備 【都建】

災害発生時及び災害発生後の道路ネットワークを確保するため、市内幹線道路の整備を進める。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 ため池の決壊、宝満川等の堰・樋門・水門の損壊等による死傷者の発生

○ ため池の防災・減災対策 【環経、防安】

豪雨や地震等に起因するため池の災害を防止するため、防災重点ため池を中心にため池管理者と連携し防災対策に努める。各施設の老朽化が進む中で、その機能を保全して災害を防止する。ハード対策では、改修が完了していないため池の劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価を実施し、防災工事等の計画的な推進を図る。また、ため池管理者の管理・保全等に関する情報提供、研修等を行い、管理体制の強化を図る。併せて、防災重点ため池のハザードマップを活用し、災害時の迅速かつ的確な避難及び災害による被害の低減を図る。

○ 宝満川等の堰等の管理 【環経】

豪雨予報時の堰等の適切な管理（事前放流）について、管理者と調整する。必要性を喪失した占有物（堰等）の撤去の促進や、小河川や水路の水門を自動転倒堰へ改修することにより、流下能力の向上を図る。

7-2 有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大

○ 毒劇物流出等防止及び二次災害防止対策 【環経】

災害に起因する毒劇物の流出による二次被害等の間接的な被害が広がることを防止するため、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法等に基づく県の取組について、県や関係行関との連絡・協力体制を確保する。

7-3 農地・森林等の被害による荒廃

○ 地域における農地・農業水利施設の保全 【環経】

農業・農村の有する多面的機能の発揮を促進し、担い手農家の負担軽減や集落機能維持を図るため、農業者、地域住民等で構成される活動組織が実施する水路、農道等の保全活動に対し、多面的機能支払交付金による支援を行うとともに、パンフレットの配布などによりその取組内容の普及を図る。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

○ 災害廃棄物の安定的な処理 【環経】

令和元年6月に災害廃棄物処理計画の策定を行った。今後、災害廃棄物処理計画に則り迅速かつ適正に廃棄物を処分するために、災害規模に応じた一次仮置き場の選定と運用方法の確立、排出困難者や処理困難物など当市のみでは対応できない事態に対応するため地元民間企業や他市町村、県と協定締結、処理施設の確保のために県と（公社）福岡県産業資源循環協会が締結している災害時協定に基づいた要請の具体的な協議を進める。

○ 市内幹線道路（都市計画道路、補助幹線道路等）の整備 【都建】

災害発生時及び災害発生後の道路ネットワークを確保するため、市内幹線道路の整備を進める。

8-2 復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

○ 防災担当職員等の育成 【経政】

災害時には、市の災害対応や被害復旧に携わる職員の不足が予想されることから、知識・技能の向上のための国・県の研修・講習会への参加、防災士資格の取得機会の付与等による防災担当職員の育成、国・県の防災関係資料の共有などの取組を引き続き実施する。

○ 災害ボランティア活動の強化 【市福、防安】

災害ボランティアコーディネーターの育成や小郡市社会福祉協議会とNPO・ボランティア団体等の関係団体との協力・連携体制の構築のため、関係機関と連携し、研修会や訓練などを行うほか、それぞれの役割分担や連携方法を明確化し、災害ボランティア活動を円滑に実施するための実効性のある体制整備を促進する。

○ 地域コミュニティの活性化 【市福】

地域コミュニティの支援を通じて、災害意識の向上や平時の住民間の積極的なコミュニケーションを促す。

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

○ 貴重な文化財の喪失への対策 【教育】

市内文化施設における展示方法・收藏方法等を点検し、展示物・收藏物の被害を最小限にとどめるよう努める。修理の実施にあわせ、文化財の耐震化、防災設備の整備等を進める。また、文化財の被害に備え、それを修復する技術が伝承されるよう努める。

○ **被災者等支援制度の周知** 【市福、防安】

被災者の生活再建に資するため、災害発生の都度、当該災害で適用される支援制度をとりまとめて、速やかに被災者に周知する。

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事務所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

○ **建設型応急仮設住宅の供給体制の整備** 【都建、防安】

県が作成した「応急仮設住宅建設・管理マニュアル」に基づき、災害時に必要な建設型応急仮設住宅を迅速かつ適切に提供できるよう建設可能戸数や候補地の確認等、供給体制の維持に努める。

○ **公的賃貸住宅や借上型応急仮設住宅の提供体制の整備** 【都建、防安】

被災者に対する迅速な住宅支援を行うため、公営住宅等の公的賃貸住宅及び借上型応急仮設住宅の提供について、「災害時における住宅支援手引書」を活用し、県や関係団体との情報共有及び連携を図る。

○ **国土調査事業の推進** 【都建】

復旧復興事業の円滑な実施のため、さらに国土調査事業を推進する。

第6章 計画推進の方策

I 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、市長、副市長、各部長等で構成する「小郡市地域強靱化計画推進会議」や地域強靱化施策・事業の効率的な推進を図るためのマネジメント会議などを設置して全庁的に取り組むとともに、地域強靱化を実効性あるものとするため、本市だけでなく、国、県、隣接市町、民間事業者等と緊密に連携する。

II 計画の進捗管理と見直し

- (1) 本計画に基づく地域強靱化施策の実効性を確保するため、地域強靱化施策ごとに、PDCAサイクルによる総合的・包括的な業績評価を行い、その結果を踏まえ、計画の見直し及び更なる施策推進につなげていく。
- (2) 業績評価は、決算の主要な施策・事業の成果に関する主要施策報告書から地域強靱化に関連する施策・事業を集約して進捗を確認する。また、その他の地域強靱化に関連する施策・事業については、マネジメント会議などを中心に進捗を確認する。
- (3) 業績評価を適切に行い、地域強靱化施策の効率的な推進を図るため、地域強靱化に関わる施策・事業を集約して「個別事業一覧」を作成し、地域の強靱化の確実な推進を図る。
- (4) 本計画は、気象状況、自然災害の被害状況、施策・事業の進捗状況、社会経済情勢の推移等を勘案して、毎年度必要に応じて適宜の修正・見直しを行う。

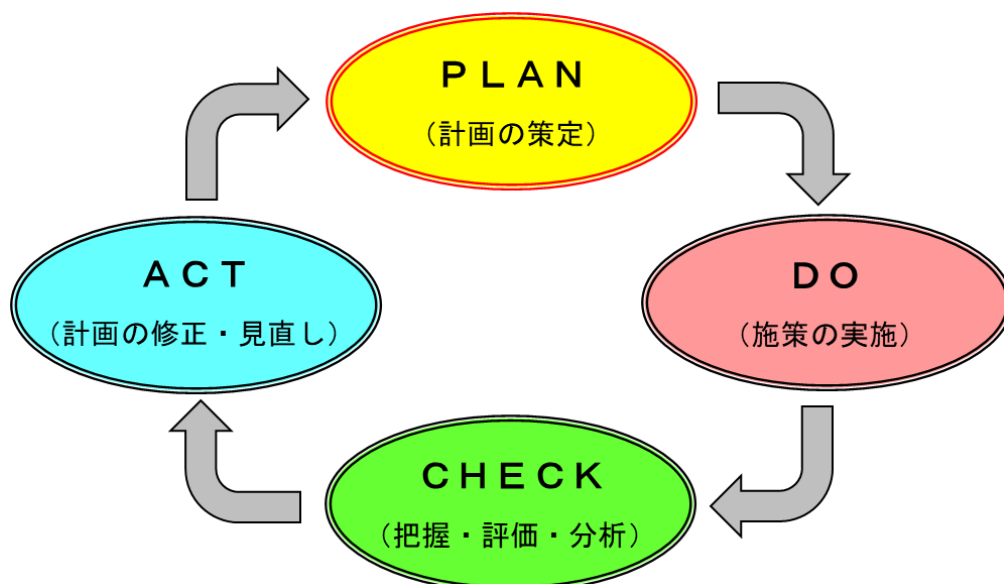


図6-1 PDCAサイクル